議　　題

建設関係部課長会議

１　道路管理瑕疵対応について　（愛西市提出）

【要旨】

道路のわずかな段差（陥没）箇所でも低扁平率タイヤによるパンク補償請求が増えました。対応はどのようにしてみえますか。

・加入している保険会社はどこですか。

・対応している課はどこですか。

・示談成立の割合はどれぐらいですか。

２　公共施設管理者負担金（河川公管金）に係る用地の維持管理について（稲沢市提出）

【要旨】

土地区画整理法第 120 条に基づき河川管理者と覚書を締結し事業計画に合せて随時用地を確保してきました。

延長約 1,000m 計画幅 25.0m「拡幅(左岸･右岸)約 5.0m　面積 10,000 ㎡」

厳しい社会情勢のなか、河川改修工事はなかなか進展しなく区域内の宅地化に伴い豊水時の水位が豪雨等で上昇し内水氾濫が発生するのではと不安視されているのが現状です。

このような河川用地について堤防の暫定的な嵩上げや、景観的にも配慮された土地の有効利用を図られ暫定的に整備された経緯がありましたら、手続き並びに費用負担等も含めご教示下さい。

なお、河川公管金以外で対応された事案があればご教示下さい。

３　空き家対策について　（稲沢市提出）

【要旨】

全国的に空き家が問題化しており、年々空き家が増加していることから、空き家対策が重要な課題となりつつあります。

稲沢市において空き家が問題となるのは、空き家となっていることが問題となるのではなく、管理が不十分なため周辺環境への悪影響を及ぼす場合がほとんどです。

建設関係部課としましては、建築指導部局（建築基準法）が中心となり、時には、道路管理部局（道路法）が対応することもあります。

空き家問題は、防災、防犯、環境面など総合的な問題と捉え、対応について検討しておりますが、「空き家条例の制定」も含め、各市の取り組みについてご教示ください。

４　占用者に対する監督処分と損失補償のあり方について　（一宮市提出）

【要旨】

一宮市は、占用者に監督処分を命ずる場合、その根拠には、道路法、河川法があり、また一宮市法定外公共物管理条例としています。

この場合、特に、道路法と河川法において、条文の記述に差異があり、監督処分は出来ても、行政と占用者との解釈の違いにより、損失補償の面で、占用者ごとに色々な取扱いをしてきたところであります。

過去には、損失補償に関し、個別に覚書を結んだところもあります。

今後、占用者に対する許可等の行政行為を行う時点において、監督処分を行う場合の損失補償に関する取扱いについて、その基準を予め示すことが、行政手続において必要であると思っています。

そこで、今回、損失補償のあり方について、道路法、河川法の解説を参考にしながら、また占用が特許使用であることを踏まえて、法の解釈基準を設定して、行政の説明責任と併せて公平・公正な占用許可事務を行ってゆきたいと思っています。

このようなことから、解釈基準の策定の参考としたく、特に、河川及び水路について、工事内容に応じた損失補償の取扱いについて、他市さんの状況を参考とさせていただきたいと思っています。

５　その他